

訪問型サービスB（地域支え合い事業訪問型サービス）補助金募集要領

1 事業の目的

伊万里市では、従来の介護保険サービスとあわせて、多様な主体が実施する地域の支え合いによるサービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指しています。

そこで、地域の支え合いによるサービスを提供する団体を対象に、その運営に必要な経費に対し補助金を交付することで、団体の活動の支援を実施します。

2 補助対象となるサービス

訪問型サービスB（地域支え合い事業訪問型サービス）（以下「訪問型サービスB」という。）補助金事業は、介護保険法のサービスのひとつとして実施します。対象は地域の支え合いによるサービスで、日常生活支援を行う訪問型サービスになります。

■活動内容の例

- ・掃除、洗濯、調理、ゴミ出し、電球交換、薬の受け取りなど日常生活の困りごとに対する生活支援。
- ・上記の生活支援と一体的に行う車両を利用した買い物や外出付き添い支援

3 補助対象団体

対象団体は、次の要件を全て満たしている団体とします。

- (1) 町内会、自治会又は町内会若しくは自治体内の地域団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他公共の利益を目的とした団体であること。
- (2) 伊万里市内に活動の拠点を有し、かつ、市内において活動を行っている団体であること。
- (3) 団体の構成が3人以上であり、訪問型サービスBの提供に従事する者を必要数確保していること。
- (4) 利用者へのサービスの提供について、市や地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整を行う者を配置していること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を行っている団体ではないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している団体ではないこと。
- (7) 団体及び代表者に市税等の滞納がないこと。

4 補助対象サービスの要件

- (1) サービスの利用者

対象団体が訪問型サービスB補助金を受ける場合は、介護保険の認定を受けた「要支援者・事業対象者」3名以上の利用者登録を必要とします。

なお、地域の支え合い推進として、介護保険の認定を受けていない高齢者へのサービ

ス提供も行うことができますが、生活支援と一体的に提供される車両を利用した付き添い支援については、移動困難者を対象とします。

(2) サービス利用者の範囲

補助対象サービスの利用者の範囲は、原則、市全域または地区（コミュニティセンター）単位とします。行政区単位等を提供範囲とする場合は、地域課題等を充分協議したうえで、必要性を検討します。

(3) サービスの利用料

補助対象サービスの利用料は団体が独自で設定することができますが、住民ボランティア等の地域の支え合いによるサービスであることを踏まえた金額を設定してください。

なお、利用者から受け取られるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の生活支援等の利用料金のみです。「ガソリン代等実費」のみであったとしても、「送迎」に係る利用料については、「生活支援等」の利用料金とは別に受け取ることはできません。

(4) 生活支援コーディネーターとの連携

訪問型サービス補助金を受ける場合は、必ず地域包括支援センターまたは社会福祉協議会に配置している「生活支援コーディネーター」と連携を行ってください。

(5) 運転者講習の受講

従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用してサービスを提供する場合は、市が指定する運転者講習（安全運転講習等）を年に1回以上受講してください。

(6) その他

- ① 対象団体は、事故による賠償に備える適切な保険に加入してください。
- ② 対象団体の従事者は、市が主催又は推奨する高齢者への適切な対応等基礎知識の習得を目的とした研修の受講に努めるものとします。
- ③ 対象団体は、市へ定期的な報告（月次）を行うものとします。

5 補助金について

地域支え合いによるサービスに対して、その活動が継続できるように以下のとおり補助金を交付いたします。なお、他から同一の目的で補助金の交付を受けている活動は対象となりません。

(1) 補助金の内容

補助金		内容	補助上限額
基準額	運営費		20,000 円/月
加算	地域加算	利用者の範囲を市内全域とする場合に基準額に準じて加算	10,000 円/月
	車両を利用した訪問型サービスへの加算	車両を利用した生活支援（買物・外出付き添い等）を実施する場合加算	10,000 円/月

※年間利用者のうち、要支援者・事業対象者が半数以上の場合は運営費等全体に補助を受けることができる。要支援者・事業対象者が半数未満の場合は、利用者数で按分する。

例1 利用者が要介護者15人、要支援者等が70人、その他の高齢者15人の場合
⇒運営費、ボランティア謝金の全体を補助の対象とすることが可能。

例2 利用者が要介護者30人、要支援者等が40人、その他の高齢者30人の場合
⇒運営費、ボランティア謝金の40/100を補助の対象とすることが可能。

(2) 補助対象経費

① 対象となる経費

対 象 経 費		内 容
運 営 費	人 件 費	報酬、給料、賃金、共済費等。但し、サービスの利用調整に係るものに限る。
	報 償 費	講師謝礼、生活支援に係るボランティア謝金等
	研 修 費	研修会受講料等
	需 用 費	消耗品費、印刷製本費、燃料費※1、修繕費、光熱水費等
	役 務 費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費
	使用料及び賃借料	家賃、会場使用料等
	備 品 購 入 費	物品の購入費
車両を利用した訪問型サービスへの加算経費		①自動車の賃借料（個人所有車両を除く） ②保険料（個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く） ③安全運転講習受講にかかる費用

※1 燃料費：車両を利用したサービスについては対象外

② 対象とならない経費

次のいずれかに該当する経費は補助の対象となりません。

ア 大規模な施設整備の費用

イ 直接要支援者等に対する支援等と関係ない費用（従業員の募集・雇用、広告・宣伝に要する費用等）

ウ 飲食等にかかる食糧費

③ その他

- ・ボランティア謝金については、地域支え合いサービスであることを踏まえた金額としてください。
- ・対象団体は、訪問型サービスBの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存してください。

(3) 補助対象期間

対象期間はサービス提供開始月から、対象月が属する年度末までとします。ただし、事業開始初年度の1か月間は準備期間とし、補助対象とすることができます。

※ サービス提供開始月については、4月を除き、原則として、毎月20日以前に応募書類の提出があった場合は翌月より開始、21日以降に応募書類の提出があった場合は翌々月より開始とします。

(4) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、対象団体から当該年度の実績報告書が提出され、補助金額が確定した後、確定した補助金を支払います。

ただし、概算払いによる支払いも可能ですが、この場合は補助金を精算することになります。

6 補助金の申請等について

(1) 募集期間

予算の範囲内において随時募集します。

(2) 補助金申請と審査について

① 申請について

以下のアからキの書類を1部提出してください。

- ア 補助金交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 従事者名簿
- オ 利用者名簿
- カ 団体の会則
- キ 活動内容がわかる書類（チラシ）

② 申請書類の提出先

上記書類に必要事項を記入し、伊万里市役所 地域包括支援センターまでご提出ください。（郵送不可）

③ その他留意点

提出された書類は、理由を問わず返却しません。また、書類の作成、提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 審査について

書類内容及び、実施内容の聞き取り（必要な場合のみ）に基づき、本事業に適しているか審査を行います。

- ア 要綱に基づく要件への適合について
- イ 提供するサービス内容の妥当性について
- ウ サービス提供にかかる予算の適正について
- エ その他、補助金の交付決定に必要な事項について

(4) 補助金申請からの流れ

別紙の「伊万里市地域支え合い事業補助金交付申請等の流れ」をご参照ください。

7 生活支援コーディネーターによる活動支援

市では生活支援コーディネーターを地域包括支援センターや社会福祉協議会に配置し、地域における様々な支え合い活動と一緒に考え、地域のニーズの把握や必要とされる生活支援サービスを提供する仕組みづくりを行う活動の支援を行っています。

地域において、本補助金を活用した活動の検討や補助を受けた活動の相談等は生活支援コーディネーターへご連絡ください。

8 事務局及び提出先

伊万里市役所 別館1階 長寿社会課内 地域包括支援センター

所在地：〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

電話番号：0955-23-2122

FAX番号：0955-22-7844

メールアドレス：houkatsu@city.imari.lg.jp